

様式第7号（第3条関係）
（その1）清掃業務

職員及び業務用機械器具等一覧表

1 職員の状況

区 分	常用職員			有資格職員 延人数
	社会保険 加入 人	社会保険 未加入 人	計 人	
有 資 格 職 員	建築物環境衛生管理技術者(法第7条)			
	統括管理者(規則第30条の2)			
	清掃作業監督者(規則第25条の2)			
	ビルクリーニング技能士(職業能力開発 促進法(昭和44年法律第64号)第44条)			
	空調給排水管理監督者(規則第30条)			
	貯水槽清掃作業監督者 (規則第28条の2)			
	防除作業監督者(規則第29条の2)			
	空気環境測定実施者(規則第26条の2)			
	空気調和用ダクト清掃作業監督者 (規則第26条の4)			
	排水管清掃作業監督者(規則第28条の4)			
清 掃 員				
事 務 員				
計				

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めずに雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第8号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
 5 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
 6 この表において「規則」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則をいう。
 7 「清掃員」は、清掃作業従事者研修（規則第25条の6）を受けた人数を計上すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
真空掃除機			
床みがき機			

- (注) 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第7号（第3条関係）
（その2）警備保障業務

職員及び業務用機械器具等一覧表

1 職員の状況

区 分	常用職員			有資格職員 延 人 数
	社会保険 加 入 人	社会保険 未 加 入 人	計 人	
有 資 格 職 員	警備員指導教育責任者（法第22条）			
	機械警備業務管理者（法第42条）			
	施設警備業務に係る1級検定合格警備員 （規則第2条）			
	施設警備業務に係る2級検定合格警備員 （規則第2条）			
その他の警備員				
事 務 員				
計				

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
- 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めずに雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
- 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
- 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第8号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
- 5 この表において「法」とは、警備業法をいう。
- 6 この表において「規則」とは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）をいう。
- 7 「その他の警備員」は、警備業法第45条に基づく警備員の名簿から有資格職員を除いた警備員の人数を記載すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
携帯無線機		専用回線	
車輛			
無線基地局（固定局）			
無線基地局（移動局）			

- (注) 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第7号（第3条関係）
 （その3）ねずみ昆虫等防除業務

職員及び業務用機械器具等一覧表

1 職員の状況

区 分	常用職員			有資格職員 延 人 数	
	社会保険 加 入	社会保険 未 加 入	計		
有 資 格 職 員 作 業 員	建築物環境衛生管理技術者（法第7条）	人	人	人	人
	統括管理者（規則第30条の2）				
	防除作業監督員（規則第29の2）				
	防除作業従事者研修受講者				
	その他の作業員				
事 務 員					
計					

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第8号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
 5 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
 6 この表において「規則」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則をいう。
 7 「防除作業従事者研修受講者」は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の従事者のための講習の課程を修了し、修了した日から2年を経過しないものの人数を計上すること。
 8 「その他の作業員」は、有資格職員及び防除作業従事者研修受講者以外の作業員を計上すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
照明器具		散粉機	
調査用トラップ		真空掃除機	
実態顕微鏡		防毒マスク	
毒じ皿		消火器	
毒じ箱		専用の保管庫	
補そ器			
噴霧器			

- (注) 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第7号（第3条関係）
 （その4）庁舎・職員宿舍修繕管理業務

職員及び業務用機械器具等一覧表

1 職員の状況

区 分		常用職員			有資格職員 延 人 数
		社会保険 加 入	社会保険 未 加 入	計	
有 資 格 職 員	一級又は二級建築士（建築士法第2条）	人	人	人	人
	一級又は二級建築施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
	一級又は二級電気工事施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
	一級又は二級管工事施工管理技士 （建設業法施行令第34条）				
事 務 員					
計					

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。
- 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めないで雇用された者又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者で宮崎県内に従事する職員数とし、同一人が重複しないように計上すること。
- 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。
- 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿（別記様式第8号）の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。